

国保だより

産前産後期間相当分（４ヶ月分）の 国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和５年１１月１日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠８５日（４ヶ月）以上の出産が対象です（死産・流産・早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の６ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	３ヶ月前	２ヶ月前	１ヶ月前		１ヶ月後	２ヶ月後	３ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が０になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の３ヶ月前から６ヶ月相当分が減額されます。

- 令和５年度においては、産前産後期間のうち令和６年１月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和５年８月	９月	１０月	１１月	１２月	令和６年１月	２月
			出産予定月			

※令和５年１１月に出産した場合、令和６年１月相当分の保険税が減額されます。令和６年１月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ①届書
- ②母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

平田村 税務課 国保担当 ☎55-3113

後期高齢だより

「医療費のお知らせ」（医療費通知）について

◎医療費のお知らせとは

後期高齢者医療広域連合では、皆様の医療費や健康に関する理解を深めていただくため、受診された医療機関からの請求書に基づき、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。

お手元に医療費のお知らせが届きましたら、内容をご確認の上、ご不明な点や誤りがあった際には福島県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

- 対 象 令和5年1月～12月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者
※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。
- 内 容 受診年月、医療機関等名称、診療区分、医療費（10割）総額、自己負担相当額など
※傷病名、調剤名などの診療内容については、直接医療機関等へお問い合わせください。
- 通知期間 令和6年2月下旬から順次発送
※1年間の医療費情報を掲載するため、発送時期を早めることはできません。

◆医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。

◆医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、無くさないように大切に保管してください。

◆県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。

◆確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。

※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等にお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-528-9025

国民年金だより

20歳になったら国民年金

- ・20歳以上60歳未満の学生・農林業業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務付けられています。
- ・20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。

◎国民年金のメリット

- ・老後を支える終身保障…「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。
 - ・万が一の障害や遺族も保障！…老後だけでなく現役世代の保障も充実しています。
 - ・保険料が控除…納めた保険料の全額が所得から控除されます。
 - ・基礎年金の半分は国（税金）が負担！…基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。
- お支払いが難しい場合は、学生納付特例や免除申請をお使いください。

①学生納付特例

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

②免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合に申請をすることで国民年金保険料が全部（または一部）または納付猶予することができる制度です。

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434